



さくら

2014年8月号

発行：偕行会透析医療事業部 さくら編集委員会

～介護認定申請からサービスの利用まで～

偕行会透析医療事業部 相談員



中山 鈴木 後藤

盛夏の候、連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。

高齢社会へと移行する現状で、介護保険制度は「自立支援」「尊厳の保持」を理念に掲げ、公的社会保険制度として平成12年度にスタートし、社会に定着してきました。

日本の家庭介護の現場では、介護をする側にも介護を受ける側にも「頑張らなくてはならない」という意識が強く働きすぎる傾向があります。その背景にあるのは、「介護を頑張ることが愛情表現である」という思い込みや、「よき介護者でなくてはならない」という周囲からのプレッシャーが考えられます。

すべての人々は順番に老いを経験し、日常生活において何らかの不便を感じるのは事実です。大切な家族が最期の時まで生き生きと過ごして欲しいという願いはご家族誰もがもっていることでしょう。実際にたった一人で歯を食いしばり、いつまでも自分のことは自分でできるだけやっとうと頑張りすぎてストレスをためるケースもまだまだ多く見受けられます。このような現状を踏まえ、一人一人の状況や環境に合わせて、住み慣れた地域でできるだけ日常生活を送れるよう支援をするのが介護保険サービスです。